

○ 検疫法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○ 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第二の二（第二条の二関係）

別表第二の二（第二条の二関係）

(略)	予防接種	(略)	(略)
	黄熱	(略)	一回につき 一六、五〇〇円

(略)	予防接種	(略)	(略)
	黄熱	(略)	一回につき 一〇、三〇〇円

別表第三（第四条関係）

別表第三（第四条関係）

港又は飛行場の名称	水 域	陸 域
(略)	(略)	(略)
千葉港	(略)	(略)
二見港	三日月山三角点（一七四・七メートル）から野羊山三角点（一四九・七メートル）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね四〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域
京浜港	(略)	(略)
阪神港	一 大阪北港北灯台（北緯三四度四〇分二四秒東経一三五度二四分九秒）から一度二、七六〇メートル	(略)

港又は飛行場の名称	水 域	陸 域
(略)	(略)	(略)
千葉港	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
京浜港	(略)	(略)
阪神港	一 大阪北港北灯台（北緯三四度四〇分二四秒東経一三五度二四分九秒）から一度二、七六〇メートル	(略)

ルの地点から二一四
度七、〇〇〇メー
ルの地点まで引いた
線、同地点から二一
八度三〇分四、七五
〇メートルの地点ま
で引いた線、同地点
から一五一度三〇分
四二〇メートルの地
点まで引いた線、同
地点から二一四度五
、九九〇メートルの
地点まで引いた線、
同地点から一三〇度
に引いた線及び陸岸
により囲まれた海面
、左門殿川辰巳橋及
び中島川中島出来島
橋各下流の大阪市の
区内の河川水面、
東経一三五度二七分
三八秒の線から下流
の大和川水面、神崎
川城島橋、淀川伝法
大橋、正蓮寺川正蓮
寺川水門、六軒家川
春日出橋、旧淀川船
津橋及び端建蔵橋、
尻無川岩松橋、木津
川大浪橋、住吉川住
之江大橋、内川放水
路古川橋並びに内川

ルの地点から二一四
度七、〇〇〇メー
ルの地点まで引いた
線、同地点から二一
八度三〇分四、七五
〇メートルの地点ま
で引いた線、同地点
から一五一度三〇分
四二〇メートルの地
点まで引いた線、同
地点から二一四度五
、九九〇メートルの
地点まで引いた線、
同地点から一三〇度
に引いた線及び陸岸
により囲まれた海面
、左門殿川辰巳橋及
び中島川中島出来島
橋各下流の大阪市の
区内の河川水面、
東経一三五度二七分
三八秒の線から下流
の大和川水面、神崎
川城島橋、淀川伝法
大橋、正蓮寺川北港
大橋、六軒家川春日
出橋、旧淀川船津橋
及び端建蔵橋、尻無
川岩松橋、木津川大
浪橋、住吉川住之江
大橋、内川放水路古
川橋並びに内川堅川

堅川橋各下流の河川水面並びに島屋北入堀、桜島入堀、安治川内港、三十間堀川、天保山運河、大正内港、福町堀、三軒家川及び木津川運河の各水面

二 神戸第七防波堤東灯台（北緯三四度四〇分三四秒東経一三五度一七分四五秒）から一〇度四、八〇メートルの地点から一七五度七、一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七三度三〇分七、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四度三、三〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、中島川及び左門殿川辰巳橋下流の尼崎市の区域内の河川水面、旧左門殿川五合橋、蓬川蓬川橋、武庫川南武橋及び宮川汐風橋各下流の河川水面並びに東

橋各下流の河川水面並びに島屋北入堀、桜島入堀、安治川内港、三十間堀川、天保山運河、大正内港、福町堀、三軒家川及び木津川運河の各水面

二 神戸第七防波堤東灯台（北緯三四度四〇分三四秒東経一三五度一七分四五秒）から一〇度四、八〇メートルの地点から一七五度七、一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七三度三〇分七、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四度三、三〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、中島川及び左門殿川辰巳橋下流の尼崎市の区域内の河川水面、旧左門殿川五合橋、蓬川蓬川橋、武庫川南武橋及び宮川汐風橋各下流の河川水面並びに東

(略)	
(略)	<p>堀運河、北堀運河、中堀運河及び西堀運河の各運河水面</p> <p>三 神戸第七防波堤東灯台から一〇度四、八〇〇メートルの地点から一七五度九、八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五九度一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇一度五、四三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、高橋川高橋川橋、新湊川駒栄橋及び妙法寺川古川橋各下流の河川水面並びに新川運河及び兵庫運河の各運河水面</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>堀運河、北堀運河、中堀運河及び西堀運河の各運河水面</p> <p>三 神戸第七防波堤東灯台から一〇度四、八〇〇メートルの地点から一七五度九、八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五九度一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇一度五、四三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、高橋川高橋川橋、新湊川駒栄橋及び妙法寺川古川橋各下流の河川水面並びに新川運河及び兵庫運河の各運河水面</p>
(略)	